

第七国会 参議院 法務委員会 會議錄 第三十五号

昭和二十五年四月三十日(日曜日)午後一時四十九分開会

本日の會議に付した事件

○司法書士法案(衆議院提出)

○土地家屋調査士法案(衆議院提出)

○委員長(伊藤修君) それではこれより法務委員会を開会いたします。衆議院送付の司法書士法案を議題に供します。先ず提案者の提案理由と内容の御説明をお願いいたします。

○衆議院議員(北川定務君) 只今上程になりました司法書士法案の提案理由を説明いたします。この法律案は現行司法書士法を全面的に改正して、新憲法の原則に基き立案したものであります。以下立案の趣旨、経過及び内容を簡単に説明申し上げます。

現行司法書士法は、今を去る三十年の昔、即ち大正八年に制定せられた古い法律であつて、その後若干の事務的修正を受けましたけれども、実質上の改正は一回もなく今日に及んでおります。顧みますに、三十年前の代書人は法律知識の程度も低く、訓練も十分でなかつたので、司法省や裁判所の監督や指導も嚴重にする必要があつたことと思われまふ。然るに新憲法施行後の今日現行司法書士法を見ますと、全面的に改正すべき必要を痛感するのであります。されば改正の必要は、司法書士の業者のみならず、朝鮮法曹は勿論一般需要者も著しく認めるところであります。

よつて衆議院法務委員会は、二月十

第四部

法務委員会會議錄第三十五号 昭和二十五年四月三十日【参議院】

四日司法書士に関する小委員会を作り、立案起草に当りました。この間小委員会を開くこと数回、法務庁、最高裁判所、弁護士連合会の意見はもとより、計理士会、公認会計士会、測量士会、弁理士会等広く民間の意向を徴したのであります。かくて三月十八日一応の成案を得て関係方面の了解を求め、四月二十七日了解を得て法務委員会の成案を確定し、四月二十九日衆議院本會議にてこれを可決し、本日ここに参議院に提出する次第であります。

とは、各司法書士の自由となつております。第四に、改正法によりますと、司法書士会を設立した場合には、その内部自治を認めますので、官庁は会則の変更を命ずることができなくなつております。第五に、現行法も、改正法も事務所の設置、嘱託の拒絶を禁止することや、双方嘱託を禁止することや、訴訟関与を禁止することや、秘密遵守の義務等については、大体同様であります。右法案の内容を説明申し上げます。

次に法案の内容については、現行法と比較して申し上げます。第一に現行法によりますと、司法書士は法務局又は地方方法務局の所屬に属し、法務局長又は地方方法務局長の監督を受けることになつております。改正法においては、全面的監督はこれを廃止し、法務局長又は地方方法務局長が司法書士を認可し又は懲戒する場合に、即ち實際上の運営において監督することになりました。

扱つてこの法案は衆議院に立案する際、関係方面の了解に多くの時日を費し、参議院においては会期切迫の折、誠に恐縮であります。何とぞ御可決あらんことを御願いたします次第であります。

第二に現行法によりますと、司法書士たらんとして認可を受けなかつた場合には、その救済方法はありません。然し改正法においては、認可を与えられなかつた者は公開による聴聞を求めることができ、この公開聴聞においては、認可を与えない理由を明示しなければならぬことになつております。

右提案理由を説明申し上げます。○委員長(伊藤修君) 質疑は明日にこれを継続することにいたします。

第三に、現行法によりますと、司法書士会及び同連合会の規定はありませんが、改正法においては明文を以てこれを規定しました。但し司法書士は当然に入会するのでなく、入会するの否

○委員長(伊藤修君) 次に土地家屋調査士法を議題に供します。先ず提案理由の御説明を求めます。

○衆議院議員(田嶋好文君) それでは私より土地家屋調査士法の提案理由を説明させていただきます。

○委員長(伊藤修君) それでは土地家屋調査士法の制度を新たに法制化したものであります。

この度土地台帳法、家屋台帳法、及び不動産登記法の各一部改正によりまして、土地台帳、家屋台帳が税務署から登記所である法務局又は地方方法務局に移管されることになりました。

土地台帳、家屋台帳に記載される事項は、不動産登記の目的たる諸権利の基礎である事実関係を示すものとして、その正確性が大きい要求されているのであります。従来におきましても土地、家屋の調査、測量をいたして居りました者は、各税務署の嘱託としてこれを行い、税務署の人員費、旅費等の費用を節し、又その専門的技術を生かして土地台帳、家屋台帳への申告、図面の作成にあたつていたのであります。したが、何らその資格に関して法的根拠がなく、いかばかりの者もこの調査測量を行つていたのであります。

土地家屋調査士としての業務を行います。土地家屋調査士としての業務は、調査士は、みずからの品位保持、業務の改善進歩をはかるため調査士会及び全国の連合会を設けることができ得るようになっております。各調査士は、任意にこの会に入会し得ることとなつておるのでございます。調査士は、業務の依頼に応ぜねばならず又、虚偽の調査、測量をしてはならないのであります。本法違反に対して法務局長又は地方方法務局長より懲戒の処分を受けるのであります。この際該調査士は公開による聴聞を求め得られる

土地家屋調査士としての業務は、調査士は、みずからの品位保持、業務の改善進歩をはかるため調査士会及び全国の連合会を設けることができ得るようになっております。各調査士は、任意にこの会に入会し得ることとなつておるのでございます。調査士は、業務の依頼に応ぜねばならず又、虚偽の調査、測量をしてはならないのであります。本法違反に対して法務局長又は地方方法務局長より懲戒の処分を受けるのであります。この際該調査士は公開による聴聞を求め得られる

基礎である事実関係を示すものとして、その正確性が大きい要求されているのであります。従来におきましても土地、家屋の調査、測量をいたして居りました者は、各税務署の嘱託としてこれを行い、税務署の人員費、旅費等の費用を節し、又その専門的技術を生かして土地台帳、家屋台帳への申告、図面の作成にあたつていたのであります。したが、何らその資格に関して法的根拠がなく、いかばかりの者もこの調査測量を行つていたのであります。

この際土地台帳及び家屋台帳の登録につき必要な土地又は家屋に関する調査、測量及び申告手続が的確に行われまつかどうかは、国民の権利義務に對しまして極めて重大な影響を及ぼすこととなります。本法によりまして土地家屋調査士の制度を新たに法制化したものであります。

のであります。尙現在土地家屋に関する調査、測量、申告手続を業としております者は、昭和二十七年三月三十一日まではその業務を行うことを認められ、更に法務局、地方法務局の長の選挙を受けて本法による調査士となることのできるのをごさいます。以上法案の概要を御説明申し上げた次第でございます。

本法案は、衆議院におきまして立案に際し関係方面との折衝において時日を費しまして、参議院においては会期切迫の折誠に恐縮に存する次第であります。何卒慎重審議の上本法案を御可決下さいますようお願い申し上げます。

○委員長(伊藤修君) 本法案につきましてはこの程度にいたしまして、明日午前十時より質疑を継続いたしたいと存じます。

では本日はこれを以て散会いたします。

午後二時一分散会

出席者は左の通り。

委員長 伊藤 修君
理事 鬼丸 義齊君
岡部 常君

委員

大野 幸一君
鈴木 安孝君
松井 道天君
松村眞一郎君

衆議院議員

北川 定務君
田嶋 好文君

四月二十八日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、司法書士法案(衆)

司法書士法案

司法書士法

司法書士法(大正八年法律第四十八号)の全部を改正する。

(業務)

第一條 司法書士は、他人の囑託を受けて、その者が裁判所、検察庁又は法務局若しくは地方法務局に提出する書類を代つて作成することを業とする。

2 司法書士は、前項の書類であつても他の法律において制限されているものについては、その業務を行うことができない。

(資格)

第二條 左の各号の一に該当する者は、第四條の認可を受けて司法書士となることができる。

一 裁判所事務官、裁判所書記官、裁判所書記官補、法務府事務官又は検察事務官の職の一又は二以上に在つてその年数を通算して三年以上になる者

二 前号に掲げる者と同等以上の教養及び学力を有する者(欠格事由)

第三條 左に掲げる者は、司法書士となる資格を有しない。

一 禁以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつてから二年を経過しない者

二 禁治産者又は准禁治産者

三 公務員であつて懲戒免職の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者

四 第十二條の規定により認可の取消の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者

(認可)

第四條 司法書士となるには、事務所を設けようとする地を管轄する法務局又は地方法務局の長の認可を受けなければならない。

2 法務局又は地方法務局の長は、前項の認可を与えない場合においては、あらかじめその認可を申請した者の請求により、その出頭を求めて公開による聴問を行わなければならない。

3 法務局又は地方法務局の長は、前項の聴問を行う場合には、認可を与えない理由並びに聴問の期日及び場所を、その期日の一週間前までにその認可を申請した者に通知しなければならない。

4 法務局又は地方法務局の長は、認可を申請した者が正当な理由がなく聴問の期日に出頭しないときは、聴問を行わないで認可を与えないことができる。

(事務所)

第五條 司法書士は、法務府令で定める基準に従い、事務所を設けなければならない。

(囑託に應ずる義務)

第六條 司法書士は、正当な事由がある場合でなければ囑託を拒むことができない。

(報酬)

第七條 司法書士が受けることのできる報酬の額は、法務総裁の定めるところによる。

2 司法書士は、その業務に関し、前項の額を超えて報酬を受け得ない。

第八條 司法書士は、当事者の一方から囑託されて取り扱つた事件について、相手方のために書類を作成してはならない。

(業務範囲を超える行為の禁止)

第九條 司法書士は、その業務の範囲を超えて他人間の訴訟その他の事件に関与してはならない。

(秘密保持の義務)

第十條 司法書士は、正当な事由がある場合でなければ、業務上取り扱つた事件について知ることのできた事実を他に漏らしてはならない。

(認可の取消)

第十一條 司法書士が左の各号の一に該当するときは、その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長は、認可を取り消すことができる。

一 引き続き二年以上業務を行わないとき

二 身体又は精神の衰弱により業務を行うことができないとき

(懲戒)

第十二條 司法書士がこの法律又はこの法律に基く命令に違反したときは、その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長は、左に掲げる処分をすることができる。

一 戒告

二 一年以内の業務の停止

三 認可の取消

(聴問)

第十三條 法務局又は地方法務局の長は、第十一條又は前條第二号若しくは三号の処分をしようとするときは、当該司法書士の請求により、その出頭を求めて公開による聴問を行わなければならない。

2 法務局又は地方法務局の長は、前項の聴問を行う場合には、その処分の原因と認められる事実並びに聴問の期日及び場所を、その期日の一週間前までに当該司法書士に通知しなければならない。

3 法務局又は地方法務局の長は、当該司法書士が正当な理由がなく聴問の期日に出頭しないときは、聴問を行わないで第十一條又は前條第二号若しくは第三号の処分をすることができる。

(司法書士会)

第十四條 司法書士は、法務局又は地方法務局の管轄区域ごとに、会則を定めて、司法書士会を設立することができる。

2 司法書士会は、司法書士の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

(司法書士会の会則)

第十五條 司法書士会の会則には、左の事項を記載しなければならない。

一 名称及び事務所の所在地

二 会の代表者その他役員に関する規定

三 会議に関する規定

四 司法書士の品位保持に関する規定

五、司法書士の職務に関する規定(司法書士会の会則)

第十六條 司法書士会の区域内に事務所を有する司法書士は、その司法書士会の会員となることができる。

一 司法書士法案(衆)

第十七條 司法書士会は、共同して特定の事項を行うため、会則を定めて、全国を単位とする司法書士会連合会を設立することができ

る。

(法務府令への委任)

第十八條 この法律の施行に關し司法書士の認可及び業務執行について必要な事項は、法務府令で定める。

(非司法書士の取締)

第十九條 司法書士でない者は、第一條に規定する業務を行つてはならない。但し、他の法律に別段の定がある場合又は正当の業務に附随して行ふ場合は、この限りではない。

2 司法書士でない者は、司法書士又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

(罰則)

第二十條 第六條又は第七條第二項の規定に違反した者は、二万円以下の罰金に処する。

第二十一條 第九條の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第二十二條 第十條の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

2 前項の罰金は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第二十三條 第十九條第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

2 第十九條第二項の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

附則

1 この法律は、昭和二十五年七月一日から施行する。

2 この法律施行の際現に司法書士である者は、この法律の規定による司法書士とみなす。

3 第二條第一号の規定の適用については、裁判所書記官補の在職年数は、裁判所書記官補の在職年数とみなし、法務庁事務官、司法事務官又は司法官の在職年数は、法務府事務官の在職年数とみなす。

4 この法律施行の際現に設けられている司法書士の事務所は、この法律の規定により設けられたものとみなす。

5 従前の規定により定められた書記料は、第七條第一項の規定により法務総裁が報酬の額を定めるまでは、同項の規定により定められた報酬の額とみなす。

6 この法律施行前にした旧司法書士法第十一條第一項に該当する行為に対する処分については、なお従前の例による。

7 この法律施行の際現に存する司法書士会は、この法律の規定により設立されたものとみなす。

8 前項の司法書士会は、この法律施行の日から六箇月内に第十五條の規定により会則を定め、その地を管轄する法務局又は地方法務局の長の認可を受けなければならない。

9 民事訴訟費用法(明治二十三年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項を次のように改める。

司法書士法ノ定ムル所ニ從ヒテ司法書士ニ支払ヒタル報酬ノ金額

カ前二項ニ定ムルモノト異ナルトキハ其額ニ依ル

四月二十九日本委員会に左の事件を付託された。

一、商法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月二十四日)

一、司法書士法案(衆)(予備審査のための付託は四月二十八日)

四月二十九日本委員会に左の事件を付託された。

一、土地家屋調査士法案(衆)

土地家屋調査士法案(業務)

第一條 土地家屋調査士(以下「調査士」といふ)は、他人の依頼を受けて、土地台帳又は家屋台帳の登録につき必要な土地又は家屋に関する調査、測量又は申告手続をすることを業とする。

(資格)

第二條 左の各号の一に該当する者は、調査士となる資格を有する。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校又は旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による実業学校において測量に関する課目を修め、その学校を卒業し、測量に關し二年以上の実務の経験を有する者

二 測量士又は測量士補となる資格を有する者

三 土地家屋調査士試験に合格した者

(欠格事由)

第三條 左に掲げる者は、調査士と

なる資格を有しない。

一 禁以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつてから二年を経過しない者

二 禁治産者又は準禁治産者

三 公務員であつて懲戒免職の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者

四 第十二條の規定により登録の取消の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者

五 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第五十二條第二号の規定により、登録のまつ消の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者

(土地家屋調査士試験)

第四條 法務総裁は、毎年一回以上、土地家屋調査士試験を行わなければならない。

2 前項の試験は、土地台帳及び家屋台帳の登録に關して必要な知識及び技能について行ふ。

3 法務総裁は、第一項の試験の実施について建設大臣の意見を聞かなければならない。

4 第一項の試験を受けようとする者は、政令の定めるところにより、受験手数料を納めなければならない。

(登録)

第五條 調査士となる資格を有する者が調査士となるには、その事務所を設けようとする地を管轄する法務局又は地方法務局に備えた土地家屋調査士名簿に登録を受けなければならない。

(登録の申請)

第六條 前條の登録を受けようとする者は、調査士となる資格を証する書類を添えて、当該法務局又は地方法務局の長に登録の申請をしなければならない。

2 登録の申請をするには、政令の定めるところにより、登録手数料を納めなければならない。

(登録の取消)

第七條 調査士が左の各号の一に該当する場合には、その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長は、その登録を取り消さなければならない。

一 その業務を廃止したとき

二 死亡したとき

三 調査士となる資格を有しないことが判明したとき

四 第三條第一号、第二号、第四号又は第五号に該当するに至つたとき

(事務所)

第八條 調査士は、法務府令の定める基準に従ひ、事務所を設けなければならない。

2 調査士は、他の法務局又は地方法務局の管轄区域内に事務所を移転しようとするときは、その法務局又は地方法務局の長に登録の移転の申請をしなければならない。

(帳簿及び書類)

第九條 調査士は、法務府令の定めるところにより、業務に關する帳簿を備え、且つ、関係書類を保存しなければならない。

(依頼に應ずる義務)

第十條 調査士は、正当な理由がある場合でなければ、依頼を拒んで

はならない。

(虚偽の調査、測量の禁止)

第十一條 調査士は、その業務に関して虚偽の調査又は測量をしてはならない。

(懲戒)

第十二條 調査士がこの法律又はこの法律に基く命令に違反したときは、その事務所のある所在地を管轄する法務局又は地方法務局の長は、左に掲げる処分をすることができ

一 戒告

二 一年以内の業務の停止

三 登録の取消

2 法務局又は地方法務局の長は、前項第二号又は第三号の処分をしようとするときは、当該調査士の請求により、その出頭を求めて公開による聴問を行わなければならない。

3 法務局又は地方法務局の長は、前項の聴問を行う場合には、その処分の原因と認められる事実並びに聴問の期日及び場所を、その期日一週間前までに当該調査士に通知しなければならない。

4 法務局又は地方法務局の長は、当該調査士が正当な理由がなくて聴問の期日に出頭しないときは、聴問を行わないで、第一項第二号又は第三号の処分をすることができ

(調査士会)

第十三條 調査士は、法務局又は地方法務局の管轄区域ごとに、会則を定めて、土地家屋調査士会(以下「調査士会」という。)を設けることができる。

2 調査士会は、調査士の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

(調査士会の会則)

第十四條 調査士会の会則には、左の事項を記載しなければならない。

一 名称及び事務所の所在地

二 会の代表者その他役員に関する規定

三 会議に関する規定

四 調査士の報酬の基準に関する規定

五 調査士の業務執行及び品位保持に関する規定

(調査士会の会員)

第十五條 調査士会の区域内に事務所を有する調査士は、その調査士会の会員となることができる。

(調査士会連合会)

第十六條 調査士会は、共同して特定の事項を行うため、会則を定めて、全国を単位とする土地家屋調査士会連合会(以下「連合会」という。)を設けることができる。

(法務府令への委任)

第十七條 この法律に定めるもののほか、調査士の試験、登録及び業務執行に必要事項は、法務府令で定める。

(非調査士の取締)

第十八條 調査士でない者は、第一條に規定する土地又は家屋に関する調査若しくは測量又はこれらの結果を必要とする申告手続をすることを業とすることができない。

2 調査士でない者は、土地家屋調査士又はこれに紛らわしい名称を

用いてはならない。

(罰則)

第十九條 調査士となる資格を有しない者が、法務局又は地方法務局の長に対し、その資格につき虚偽の申請をして土地家屋調査士名簿に登録させたときは、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第二十條 第十條の規定に違反した者は、二万円以下の罰金に処する。

第二十一條 第十一條の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第二十二條 第十八條第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は二万円以下の罰金に処する。

第二十三條 第十八條第二項の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

附則

1 この法律は、昭和二十五年七月一日から施行する。

2 この法律施行の際現に土地台帳又は家屋台帳の登録につき必要な土地又は家屋に関する調査、測量又は申告手続をすることを業としていた者は、昭和二十七年三月三十一日までは、この法律の適用については、調査士とみなす。

3 昭和二十六年三月三十一日まで左の各号の一に該当する者は、同年六月三十日まで法務局又は地方法務局の長の選考を受け、調査士となるにあつては、知識及び技能を有すると認められたときは、第二條の規定にかかわらず、調査士となる資格を有する。

一 土地又は家屋に関する調査、測量又は申告手続に関し七年以上の実務の経験を有する者

二 第二條第一号に規定する学校に準ずる学校において測量に関する課目を修め、その学校を卒業し、測量に関し三年以上の実務の経験を有する者

4 前項の選考を受けようとする者は、政令の定めるところにより、選考手数料を納めなければならない。

5 法務局又は地方法務局の長は、第三項の選考にあつては、建設省地理調査所の長の意見を聞かなければならない。

6 第三項第二号の学校は、法務総裁が文部大臣の意見を聞いてこれを定める。

7 昭和二十五年においては、第四條第一項の規定にかかわらず、土地家屋調査士試験を行わない。

8 法務府設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第八條第三項第八号を次のように改める。

八 司法書士及び土地家屋調査士に関する事項

別表中「公証人審査会」の項の次に次の一項を加える。

土地家屋調査士試験委員

土地家屋調査士試験に関する事務をつかさどる。